

座間市勤労者サービスセンター健康管理推進事業規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、座間市勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）会員の健康管理推進を図るためセンター規約第4条第2号に基づき、会員が受検した人間ドック・生活習慣病予防検診・婦人科検診・一般健康診断（以下「人間ドック等」という。）の費用助成及び、インフルエンザ予防接種費用助成について、必要な事項を定めるものとする。

(交付事業経費)

第2条 助成事業に充てる経費は、会費をもって充てる。

(受給資格)

第3条 この交付事業の受給資格は、会費を全額納入した会員とする。

2 受検コース別の対象者年齢は、別表1で定めるとおりとする。

(対 象)

第4条 この助成の対象となる検査は、会員及び同居登録家族の健康管理のために行い、第1条に定める内容のものとする。

2 インフルエンザ予防接種助成の対象は、会員本人及び同居登録家族とする。

(受検機関)

第5条 限定なし。ただし、自治体が行う検診は助成対象外とする。

(助成金額)

第6条 会員の助成回数は事業年度間1回とし、助成金額は、別表各項に定めるところによる。ただし限度額以内の受検又は接種費用の場合は、その額とする。

2 インフルエンザ予防接種費用助成限度額は、一会員2,000円までとする。

(申 請)

第7条 人間ドック等の助成金の交付を受けようとする会員は、人間ドック等の受検を完了した日から6カ月以内に健康管理推進事業助成金申請書（以下「申請書」という。）（第6号様式）と受検後に医療機関等から発行される記名のある領収書の写しを添えて理事長に提出または郵送（以下「提出等」という。）するものとする。

2 申請者が指定する金融機関の口座またはゆうちょ銀行の総合口座に助成金の振込を希望する場合は当該申請書下部の振込依頼欄を理事長に提出等するものとする。

3 インフルエンザ予防接種費用助成金交付を受けようとする会員は、申請書に医療機関が発行した受診者本人氏名又は、同居登録家族の氏名の記載がある領収書の写しを添えて、理事長に提出等するものとする。

(給 付)

第8条 前条の申請があったときは、理事長は直ちに書類を審査し、申請者に助成金を給付するものとする。

2 インフルエンザ予防接種費用助成金の受取は、センター窓口のみとする。

(返 還)

第9条 会員が虚偽の申請その他の不正行為により助成金を受けた場合は、理事長は直ちにその者に助成金をセンターに返還させるものとする。

(委 任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月18日から施行する。（第7条第2項）

附 則

この規定は、令和2年9月24日から施行する。（第4条）

別表1 人間ドック等助成額表

検診の種類	対象年齢	助成限度額	
		会 員	同居登録家族
人間ドック	35歳以上	6,000円	3,000円
生活習慣病予防検診	35歳以上	4,000円	2,000円
オプション検診	20歳以上	4,000円	2,000円
一般健康診断	年齢制限無	2,000円	1,000円

別表2 インフルエンザ予防接種費用助成額表

会員本人助成額	1,000円
同居登録家族助成額	500円/1人
限度額	1会員あたり2,000円/年度